対馬市第１次産業プラス副業支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この告示は、農林水産業従事者の所得向上及びＵＩターン者の生活安定を図るため、予算の定めるところにより、第１次産業プラス副業を行う者に対し、第１次産業プラス副業計画に基づき、第１次産業プラス副業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、対馬市補助金等交付規則（平成１６年対馬市規則第３７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　本業　生計を維持するための主たる職業

(２)　副業　所得向上を目的として本業以外に従事する職業

　（補助対象者、補助対象事業及び経費並びに補助率等）

第３条　補助対象者、補助対象事業及び経費並びにその補助率等は、別表のとおりとする。

２　国庫補助事業、県補助事業及び他の補助制度の対象となる事業は、原則対象外とする。

３　補助金額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（事前協議）

第４条　本事業の実施にあたっては、第１次産業プラス副業計画承認申請書（様式第１号）を作成し、事前協議のうえ、計画について市長の承認を受けなければならない。

（補助金の交付申請）

第５条　規則第４条の規定により補助金の交付を受けようとするときは

、第１次産業プラス副業支援事業補助金交付申請書（様式第２号）に

、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(１)　第１次産業プラス副業支援事業計画書（様式第３号）

(２)　収支予算書（様式第４号）

(３)　市税等の未納がない証明書

(４)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第６条　市長は、前条の申請に係る補助事業が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、規則第６条第１項の規定により次の各号の条件を付して通知するものとする。

1. 補助事業により取得した財産については、事業完了後において

も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

1. 補助事業により取得した財産を処分することにより収入があっ

た場合においては、その収入の全部又は一部を市に納入させること

ができる。

　(３)　補助事業に関する帳簿及び証拠書類を備え、これを当該補助事業終了の翌年度から５年間保管しなければならない。

（申請の取下げ）

第７条　補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、前条の交付の決定通知を受けた日から起算して１５日以内に、申請の取下げをすることができる。

（補助金の変更申請）

第８条　次に掲げる変更が生じた場合には、速やかに第１次産業プラス副業支援事業計画変更承認申請書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

(１)　補助の対象経費が増額となる場合

(２)　補助の対象経費が２割以上減額となる場合

（実績報告）

第９条　事業を完了したときは、その完了した日から３０日以内に第１次産業プラス副業支援事業実績報告書（様式第６号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(１)　事業実績書（様式第３号）

(２)　収支精算書（様式第４号）

(３)　支出証拠書類

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第１３条の規定により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１１条　補助金の交付を受けようとするときは、規則第１４条第１項の規定による請求書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、特に必要があると認めるときは、規則第１４条第２項の規定により概算払の方法で交付することができる。この場合においては、事業経費明細書（様式第７号）を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第１２条　補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　(１)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

　(２)　補助金を他の用途に使用したとき。

(３)　その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。

（補助金の返還）

第１３条　市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

２　市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

３　市長は、補助金交付後２年以内に補助金交付の対象者が事業を中止した場合は交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第１４条　補助事業者は、補助事業により取得した次に掲げる財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

ただし、補助事業者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数の期間を経過した場合は、この限りではない。

(１)　不動産及びその従物

(２)　機械及び重要な器具等に類するもの

（事業実施状況）

第１５条　事業終了後の翌年度から２年間、事業の経営状況について、第１次産業プラス副業支援事業実施状況報告書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（その他)

第１６条　この告示に定めるもののほか、この事業の実施等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第３条関係)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 補助対象者 | 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率等 |
| プラス副業支援事業  第１次産業新規創業支援事業 | 市内で農林水産業を本業とする者（農協組合員、漁協組合員、森林組合員又は認定林業事業体である者に限る。）で、本業に加え副業の経営を開始する者  転入前５年以上住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定による他の市町村の住民基本台帳に記録されていた者で、その後、本市に２年以上の定住を目的として住所を定め、かつ、転入日から１年以内の者で、本市での生活の安定を図ることを目的として、第１次産業又は第１次産業を補完する二次的な事業を新たに創業する者 | 本業以外に新たに副業（第１次産業・第２次産業・第３次産業）を開始する事業  ＵＩターン者で新たに第１次産業又は第１次産業を補完する二次的なものを開始する事業 | 1. 普通倉庫、冷   蔵倉庫、加工場  、園芸ハウス、  畜舎、その他こ  れらに類する施  設の整備費  ②海業に資する施設、農家民泊等の改修費  ③漁業用機器類  、農業用機械そ  の他これらに類  する機械器具整  備費   1. 汎用性の高い   備品等のリース料。ただし、当該年度分に限る。   1. 商品開発等経   費、旅費、消耗品費、役務費等 | １／２以内  ただし、１００万円を限度とする。 |